

通信傍受実施要領の制定について（通達）

最終改正 令和 8 . 9 . 9 例規刑企第32号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

この度、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第 137号。以下「通信傍受法」という。）の施行に伴い、犯罪捜査において実施する通信傍受を適正に運用するため、みだしの要領を下記のように定め、平成12年11月20日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

記

通信傍受実施要領

第 1 趣旨

この要領は、通信傍受法に基づき実施する犯罪捜査のための通信の傍受又は再生の実施に関して、その適正な運用を図るため必要な事項を定めるものとする。

第 2 基本的心構え

通信の傍受は、性質上、密行的かつ継続的に行われることから、通信の秘密及びプライバシーの保護について十分な配慮を要するとともに、通信の傍受又は再生の実施に当たっては、その適正の確保及び関係者の権利保護について、特段の配慮をしなければならない。

第 3 準拠規定

通信傍受の実施については、刑事訴訟法（昭和23年法律第 131号）、刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）、通信傍受法、犯罪捜査のための通信傍受に関する規則（平成12年最高裁判所規則第 6 号）、「犯罪捜査のための通信傍受に関する司法警察職員捜査書類書式例」の全部改正について（平成31. 4. 19：最高検企第 117号。以下「書式例」という。）、通信傍受規則（平成12年国家公安委員会規則第13号）、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第 2 号）その他別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第 4 捜査主任官等の指名等（通信傍受規則第 5 条関係）

警察本部長は、適正な通信の傍受又は再生、通信記録物等の管理等に万全を期するため、次に掲げるところにより捜査主任官、傍受実施主任官及び通信記録物等管理者を指名するものとする。この場合においては、必要事項を捜査主任官等指名簿（別記様式第 1 号）に記載しておかなければならない。

1 捜査主任官

(1) 指名

捜査主任官は、傍受を行う事件の捜査を主管する警察本部（サイバー対策本部を含む。）の課（以下「事件主管課」という。）又は傍受を行う事件の捜査本部等を設置した警察署（以下「事件管轄警察署」という。）の警視以上の警察官で、通信傍受法第 4 条及び第 7 条第 1 項の規定により指定されたものの中から指名するものとする。

(2) 職務

捜査主任官は、警察本部長の指揮を受け、傍受を行う事件について、傍受又は再生の実施、通信記録物等の管理その他通信傍受に関する事務を統括するものとする。

2 傍受実施主任官

(1) 指名

傍受実施主任官は、傍受の実施ごとに、事件主管課又は事件管轄警察署の警部以上の警察官の中から指名するものとする。

(2) 職務

傍受実施主任官は、捜査主任官の命を受け、傍受又は再生の実施の場所における責任者として、関係法令の規定に従い、立会人に対する説明、傍受又は再生をした通信の記録、該当性の判断等を行うものとする。

3 通信記録物等管理者

(1) 指名

通信記録物等管理者は、事件主管課又は事件管轄警察署の警部補以上の警察官の中から指名するものとする。この場合において、通信記録物等管理者が不在の間の職務を代行すべき者をあらかじめ指名しておくものとする。

(2) 職務

通信記録物等管理者は、通信記録物等の管理に関する捜査主任官の職務を補助するものとする。

第5 傍受指導官の指名等（通信傍受規則第6条関係）

1 傍受指導担当者

(1) 設置

警察本部に傍受指導担当者を置き、刑事企画課刑事指導室の警視の階級にある警察官及び同課の指導・法令を担当する警部の階級にある警察官をもって充てるものとする。

(2) 職務

個別事件における適正な通信の傍受又は再生を確保するための指導教養並びに事件主管課及び警察庁刑事局刑事企画課との連絡調整を行うものとする。

2 傍受指導官及び傍受指導官（事件担当）

(1) 指名等

傍受指導官は、前記第5の1の傍受指導担当者のうちから警察本部長が指名する。この場合において、通信傍受の方法が特定電子計算機使用型傍受（通信傍受法第23条第1項の規定による傍受をいう。以下同じ。）によるときは、傍受を行う事件ごとに、傍受実施主任官（複数の場合にあつては上位の階級にある者）と同等以上の階級にある傍受指導官1名を当該事件の担当者（以下「傍受指導官（事件担当）」という。）に警察本部長が指名し、必要事項を捜査主任官等名簿に記載しておくものとする。

(2) 職務

ア 傍受指導官は、適正な傍受又は再生の実施に必要な指導教養を行うものとする。

イ 傍受指導官（事件担当）は、特定電子計算機使用型傍受の適正な実施を担保するため、京都府情報通信部職員と相互に緊密に連絡し、協力して、傍受の実施開始前、実施期間中、傍受記録作成時、実施終了後等の各段階において、必要に応じて、傍受の実施場所に赴くなどして適切な助言及び指導を行うものとする。

第6 傍受令状等の請求要領

1 傍受令状の請求手続（通信傍受規則第3条関係）

(1) 傍受令状の請求

傍受令状は、傍受令状請求書（書式例様式第1号の1、書式例様式第1号の2又は書式例様式第1号の3）により、原則として、捜査主任官が請求するものとする。

(2) 傍受令状の請求に当たっての検討事項

ア 傍受の理由及び必要性については、通信傍受法第3条第1項各号のいずれを充足しているか検討すること。

イ 傍受の実施の方法及び場所については、傍受の実施の対象とすべき通信手段に係るシステムの状況その他の通信事業者等の具体的事情を把握した上で、傍受の実施が可能であり、かつ、最適な方法及び場所であるか検討すること。

ウ 傍受の実施の対象とすべき通信手段については、電話番号その他発信元又は発信先を識別するための番号又は符号（以下「電話番号等」という。）によって特定するとともに、当該通信手段が用いられている状況も可能な限り把握した上で、傍受の実施の対象とすることの適否を検討すること。この場合において、ホテルの客室の電話等内線を利用して行われる通信については、通信手段を、その内線番号又は部屋番号で特定すること。

エ 傍受ができる期間については、必要な期間について十分に検討すること。

(3) 傍受令状請求の決裁

ア 傍受令状の請求に当たっては、捜査指揮に関する訓令（昭和48年京都府警察本部訓令第2号）別記様式第2号から別記様式第4号までの犯罪事件処理簿・事件指揮簿に、捜査状況等の資料に基づく判断等を具体的に記載すること。

イ 事件主管課長又は事件管轄警察署長は、捜査を主管する警察本部の部の長の決裁を受けた後、必ず警察本部長の事前の承認を得ること。

2 傍受期間の延長の請求（通信傍受規則第4条関係）

傍受ができる期間の延長の請求は、捜査主任官が、傍受期間延長請求書（書式例様式第2号）により、前記第6の1に準じて行うものとする。

3 傍受令状の請求手続の記録

事件主管課長又は事件管轄警察署長は、傍受令状の請求又は傍受ができる期間の延長の請求を行った場合は、通信傍受手続簿（通信傍受規則別記様式第10号）（その1）に必要事項を記載し、その状況を明らかにしておかなければならない。

第7 傍受又は再生の実施

1 最小化等に関する指示（通信傍受規則第8条関係）

捜査主任官に対する傍受又は再生の最小化等に関する指示は、警察本部長が指示書（別紙1）により行うものとする。

2 傍受令状の記載事項の厳守等（通信傍受規則第9条関係）

捜査主任官は、傍受又は再生の実施に従事する者に、関連する法令の規定等（関連通達により規定された事項を含む。）及び傍受令状の記載事項の厳格な遵守を確保するため、傍受又は再生の適切な実施についての指示書の写し、該当性判断に資する資料、傍受令状の写しその他関係資料を熟読させ、かつ、携帯させなければならない。

3 傍受日誌の作成等（通信傍受規則第10条関係）

傍受実施主任官は、傍受又は再生の実施の全過程において、通信傍受法、通信傍受規則等

に規定する手続、警察官が行った事項及び生起した事項、傍受又は再生の実施の時刻、状況等を傍受日誌（別記様式第2号）に記録するときは、警察庁が開発した傍受のための機器に記録された履歴（ログ）を活用しつつ行うものとする。この場合において、傍受の実施に着手したときは、通信傍受手続簿（その1）に、着手年月日時分及び着手者の官公職氏名を確実に記載しておかなければならない。

4 傍受のための機器等

(1) 電話（携帯電話等を含む。以下同じ。）

電話を用いた音声（ファクシミリ信号を含む。）による通信の傍受について、従来型傍受（一時的保存型傍受（通信傍受法第20条第1項の規定による傍受をいう。以下同じ。）及び特定電子計算機使用型傍受以外の傍受をいう。以下同じ。）にあっては警察庁が開発した通信傍受法用記録等装置を、一時的保存型傍受にあっては警察庁が開発した一時記録装置を、特定電子計算機使用型傍受にあっては警察庁が開発した通信傍受法用特定電子計算機を用いるものとする。

(2) IP電話

IP電話を用いた通信の傍受については、警察庁が開発したIP電話用記録等装置を用いるものとする。

(3) 電子メール

電子メールを用いた通信の傍受については、原則として、従来型傍受にあっては警察庁が開発した電子メール用記録等装置を、一時的保存型傍受にあっては警察庁が開発した一時記録装置を用いて行うものとする。ただし、従来型傍受において通信事業者側の事情等により電子メール用記録等装置が使用できない場合にあっては、メールアドレスによって特定された電子メールのみを傍受し、かつ、対象とするメールボックスに着信する電子メールを記録媒体（傍受の原記録）に記録して傍受をし、その後、立会人の立会いを得て、別の記録媒体を用いてその複製（傍受記録作成用媒体）を作成する方法によるものとする。

(4) 記録装置の故障等の場合の措置

通信傍受法用記録等装置、一時記録装置、通信傍受法用特定電子計算機、IP電話用記録等装置又は電子メール用記録等装置（以下「記録装置」という。）が故障し、又は何らかの理由により、前記第7の4の(1)から(3)までの方法によることができなくなった場合は、直ちに、傍受又は再生の実施を中断しなければならない。

5 立会い（通信傍受規則第12条関係）

(1) 立会いの趣旨

従来型傍受の実施又は一時的保存型傍受における再生の実施をする場合は、その手続の公正性を担保するため、原則として、通信手段の傍受若しくは再生の実施をする部分を管理する者又はこれに代わるべき者を立ち合わせなければならず、これらの者を立ち合わせることができないときは、地方公共団体の職員を立ち合わせなければならない。この場合において、立会人が、通信の内容を聴取・閲覧すること等のないよう配慮しなければならない。

(2) 立会人の確保

傍受又は再生の実施をする場合は、立会人を常時立ち合わせなければならないことから

、中断なく傍受又は再生の実施をするためには、複数の立会人を確保しなければならない、立会人が確保できないときは、傍受又は再生の実施を中断しなければならない。この場合において、通信事業者等の立会人が確保できず、地方公共団体の職員を立ち合わせるときは、できる限り通信手段の傍受又は再生の実施をする部分を管理する者等との組合せに配慮しなければならない。

(3) 立会人に対する説明

捜査主任官は、立会人が、立会人としての役割を的確に遂行するために必要な事項について説明するための要領及び説明書を別紙2及び別紙3に従って作成し、傍受実施主任官に命じて、当該要領に基づいて説明を行わせなければならない。傍受実施主任官は、立会人が説明された事項を確実に理解できるよう説明を行い、その説明を十分に理解したことを立会人に確認した上で、説明書に署名を求めるものとする。この場合において、説明の内容及びその状況については、傍受日誌及び傍受調書（書式例様式第4号の1又は書式例様式第4号の3）に記載して、その経過を明らかにしておかなければならない。立会人が交代した場合も、同様とする。

(4) 立会人の意見

傍受又は再生の実施に当たって、立会人から意見が述べられた場合は立会人に意見書（書式例様式第3号）の提出を、立会いをしていた期間中に立会人の意見がない場合は立会人（複数の場合には、各立会人）に、その旨を記載した意見書の提出を求め、その内容について確認しなければならない。この場合において、傍受実施状況書（甲）（通信傍受規則別記様式第2号）には、立会人が述べた意見及び必要により補充すべき事項を記載しなければならない。

(5) 立会人であった者の保護

立会人の氏名等については、法令の規定により書面に記載すべきことは格別、立会人であった者の氏名又はこれを推知されるような事項については、みだりに公にしてはならない。この場合において、立会人であった者に後難が及ぶおそれがあると認められるときは、必要に応じ、その者の保護のために必要な措置を講じなければならない。

6 スポット傍受及びスポット再生（通信傍受規則第13条、第14条関係）

(1) 該当性判断のための傍受又は再生の最小化

傍受すべき通信に該当するかどうか明らかでない通信については、通信の秘密を保護する観点から、あらかじめ文書により指示された方法の範囲内において、該当性判断のために必要な最小限度の傍受又は再生としなければならない。

(2) 該当性判断に資する事項の考慮

捜査主任官は、それまでの捜査結果に基づき、犯罪の組織的背景等について、適当な資料を作成し、傍受実施主任官に携帯させるなどの措置をとるものとする。この場合において、傍受又は再生の実施がある程度長期にわたるようなときは、捜査主任官は、それまでに令状記載傍受又は令状記載再生をした通信の内容のうち、その後の該当性判断に資する事項を抽出して、傍受実施主任官に携帯させる資料に含ませるようにするものとする。

7 外国語等通信についての該当性判断（通信傍受規則第16条関係）

(1) 必要最小限度の範囲の翻訳等

外国語等通信についての該当性の判断については、次に掲げる区分に応じ、それぞれに

定める方法により行わなければならない。

ア 外国語を用いた通信 むやみにその全部を翻訳するといったことは適当ではなく、スポット傍受又はスポット再生の時間間隔に関する警察本部長の指示に従い、冒頭の一部に限って翻訳して判読して該当性判断を行うものとし、判断がつかない場合には、翻訳しない部分を残した上で、次の一部を翻訳するなどの方法によること。

イ 電子メール 前記第7の7の(1)のアと同様に、冒頭の一部に限って判読して該当性判断を行うものとし、判断がつかないときには、判読しない部分を残した上で、次の一部を判読するなどの方法によること。

ウ ファクシミリを用いた通信 電話用記録等装置により外国語等通信としていったん全部が傍受又は再生（外国語等傍受又は外国語等再生）され、記録媒体に記録されるが、その後において行うこととなる復元及び閲覧についても、前記第7の7の(1)のイと同様の方法によること。

(2) 翻訳及び復元の場所等

外国語等通信であって、特定電子計算機使用型傍受以外の傍受の実施の場所（指定期間以外の期間における傍受の実施の場所が定められているときは、当該場所。以下第7の7の(3)及び11の(1)のウにおいて同じ。）でその内容を容易に復元することができる方法を用いて行われたもの（電子メールがその典型である。）については、当該場所の状況を考慮して適当であると認める場合は、当該場所において立会人の立会いを得て、傍受記録の作成等をするものとする。

(3) 翻訳等の嘱託をする場合の措置

傍受の実施の場所以外の場所において、傍受又は再生の内容の翻訳等を嘱託する場合は、翻訳等を行う場所を警察施設に限定し、警察職員を立ち合わせるとともに、不必要にメモ等をするべきでないようにしなければならない。

(4) 翻訳等の状況の記録

翻訳等の状況については、外国語等通信翻訳等・聴取等状況書（別記様式第3号）により記録しておかなければならない。

8 相手方の電話番号等の探知及び開示（通信傍受規則第17条関係）

(1) 探知の要件

通信の相手方の電話番号等の探知は、通信傍受法第17条第1項の規定による要件に該当する通信について行うことができるものであり、通話開始前には、同項の要件に該当するかどうかの判断ができないことから、別の令状なしで発信又は着信の相手方の電話番号等の探知をしてはならない。

(2) 開示の要件

通信の相手方の電話番号等の開示は、通信傍受法第21条第7項の規定による要件に該当する通信について行うことができる。

(3) 傍受の実施の場所以外の場所における措置の要請

通信傍受法第17条第3項又は第20条第4項（同法第23条第1項において準用する場合を含む。）による要請は、傍受の実施の場所以外の場所における措置であることから、要請を受けた通信事業者等がどの通信を傍受の対象とされているかを承知していないことがあるため、当該要請に係る通信の特定に必要な事項を告知して行うものとする。この場合に

においては、当該要請が傍受令状に基づく傍受の実施をしている警察によるものであることを、通信事業者等が確認できるようにすることが必要であるため、要請の際に傍受令状に記載された裁判官の氏名、傍受ができる期間等を告知すること、通信事業者等からの回答を警察本部等に設置された特定の内線番号の電話に対して行うよう連絡すること等、適当な措置をとるものとする。

9 再生の実施時期

- (1) 通信傍受法第21条第1項（同法第23条第4項において準用する場合を含む。）による再生の実施は、一時的保存後速やかに行わなければならない。
- (2) 傍受令状に記載された傍受ができる期間内に再生の実施が終了しなかったときは、できる限り速やかに再生の実施を終了しなければならない。

10 傍受又は再生の実施の終了

捜査主任官は、警察本部長の指示に従い、傍受実施主任官から報告された令状記載傍受又は令状記載再生をした通信の内容、傍受が行われている事件の捜査の状況等を考慮し、傍受又は再生の実施について、傍受の理由又は必要性を検討しなければならない。この場合において、捜査主任官は、傍受すべき通信に該当する通信が行われないうちの状態がある程度継続するようなどときには、傍受実施主任官に対し、誰が通信の当事者となっているかについて報告を求めるなどして、傍受の理由又は必要性を検討しなければならない。

11 記録媒体の措置

(1) 従来型傍受又は一時的保存型傍受の場合

ア 傍受の原記録用媒体への署名等（通信傍受規則第18条、第20条関係）

傍受の原記録用媒体への署名等は、傍受実施主任官において、傍受の原記録用媒体の外面に、当該記録媒体に対する記録を終了した年月日時分及び通信傍受法第24条第1項前段の規定により記録をした記録媒体である旨を記載して署名押印した粘着式ラベルを貼り付け、又はゴム印等で直接記録媒体に記載することにより行うものとする。傍受記録作成用媒体への署名等についても、同様とする。

イ 立会人による封印

傍受の原記録用媒体には、立会人に、所定の粘着式紙片に封印の年月日時分及び当該記録媒体の残容量（時間（時分秒）又は空き領域（バイト））を記載させて署名押印させ、記録媒体を収納した容器（以下「ケース」という。）の開閉される部分にまたがるように、当該粘着式紙片を立会人に貼り付けさせるものとする。この場合において、ケース、粘着式紙片又はシールを破損しない限り、ケース内の記録媒体の取り出しが不可能となるような方法で、当該粘着式紙片の上から所定のシールを立会人に貼り付けさせるものとする。

ウ 裁判官に対する提出（通信傍受規則第18条関係）

立会人が封印をした記録媒体は、記録媒体提出書（通信傍受規則別記様式第1号）に傍受令状の写しを添付の上、傍受の実施の場所から警察施設に持ち帰ることなく、裁判官に提出し、通信傍受手続簿（その2）に、受領者の押印を求め、提出の状況を明らかにしておかなければならない。この場合において、立会人が封印した傍受の原記録用媒体を短時間、傍受の実施の場所に置いておかざるを得ないときは、封印された記録媒体を立会人から常時見える場所に置くなどの措置を講じ、その状況を傍受日誌等に明らか

にしておかなければならない。

(2) 特定電子計算機使用型傍受の場合

ア 傍受の原記録用媒体への署名等（通信傍受規則第18条関係）

傍受の原記録用媒体への署名等は、傍受実施主任官において、傍受の原記録用媒体の外面に、当該記録媒体に対する記録を終了した年月日時分及び通信傍受法第26条第1項の規定により記録をした記録媒体である旨を記載して署名押印した粘着式ラベルを貼り付け、又はゴム印等で直接記録媒体に記載することにより行った上で、ケースの開閉される部分にまたがるように所定のシールを貼り付けるものとする。傍受記録作成用媒体への署名等についても、同様とする。

イ 裁判官に対する提出（通信傍受規則第18条関係）

傍受実施主任官が署名する等した記録媒体は、記録媒体提出書（通信傍受規則別記様式第1号）に傍受令状の写しを添付の上、傍受又は再生の実施終了後遅滞なく、裁判官に提出し、通信傍受手続簿（その2）に、受領者の押印を求め、提出の状況を明らかにしておかなければならない。この場合において、傍受実施主任官が署名する等した記録媒体は、傍受又は再生の実施が終了するまでの間、警察施設において他の証拠物件等と区別した上で、所定の金庫その他の施錠できる設備に収納して保管しなければならない。

12 傍受実施状況書及び他犯罪通信該当書の提出（通信傍受規則第21条関係）

(1) 傍受実施状況書

傍受又は再生の実施を終了した場合は、傍受又は再生の実施の適正を担保するため、傍受実施状況書（傍受実施状況書（甲）又は傍受実施状況書（乙）（通信傍受規則別記様式第3号）をいう。以下同じ。）を作成し、意見書を添付の上、遅滞なく、裁判官に提出しなければならない。この場合において、通信傍受手続簿（その4）にその旨を記載し、受領者の押印を求め、その状況を明らかにしておくとともに、他犯罪傍受又は他犯罪再生をした通信が要件に該当するかどうかの審査を行う裁判官から求めがあったときは、傍受記録を裁判官に聴取又は閲覧させなければならない。

(2) 他犯罪通信該当書

傍受実施状況書を提出した時点において内容の復元等ができていなかった通信について、傍受実施状況書提出後、その内容の復元等の結果、当該通信が他犯罪通信に該当すると認めるに至ったときは、裁判官の審査を受けるため、他犯罪通信該当書（通信傍受規則別記様式第4号）を作成し、遅滞なく、裁判官に提出しなければならない。この場合においては、前記第7の12の（1）後段の規定を準用する。

13 傍受調書の作成（通信傍受規則第22条関係）

傍受又は再生の実施をした場合は、傍受調書（書式例様式第4号の1、書式例様式第4号の2、書式例様式第4号の3又は書式例様式第4号の4）を作成しなければならない。この場合において、傍受調書には、傍受又は再生をした通信の記録の内容を記載してはならない。

14 傍受記録の作成（通信傍受規則第23条関係）

傍受記録は、傍受記録用作成媒体に記録されている通信のうち、通信傍受法第29条第3項各号又は第4項各号に掲げる通信以外の通信の記録を消去する方法により作成しなければな

らない。この場合においては、通信傍受手続簿（その３）に、作成した年月日を記載しておかなければならない。

第８ 事後手続

１ 通信の当事者に対する通知（通信傍受規則第25条、第26条関係）

（１）確実な通知の実施

傍受記録を作成した場合は、通信傍受手続簿（その３）に必要事項を記載の上、通知の状況等を明らかにしておかなければならない。

（２）通知の方法

傍受記録に記録されている通信の当事者に対する通知は、原則として、警察職員が傍受通知書（通信傍受規則別記様式第６号）を通信の当事者に直接交付することにより行うものとする。この場合において、通知を受けた者に受領証への署名押印を求めるなど、通知が行われたかどうかについて紛議が生じないよう適当な措置をとるものとする。ただし、通信傍受法に規定する期間内に傍受通知書を直接交付することが困難な場合は、配達証明郵便に付して行うものとする。

（３）通信の当事者に対する通知をした場合の措置

傍受記録に記録されている通信の当事者に対して、前記第８の１の（２）の通知をした場合は、速やかに、通信当事者に対する通知に関する通知書（通信傍受規則別記様式第７号）に傍受通知書の写しを添付して、その旨を裁判所に通知しなければならない。

（４）通知を発しなければならない期間の延長

通知を発しなければならない期間の延長の請求は、捜査主任官が、通知期間延長請求書（通信傍受規則別記様式第８号）により傍受記録に記録されている通信の当事者ごとに請求するものとする。この場合においては、通信傍受手続簿（その５）により請求の状況等を明らかにするとともに、前記第６の１に準じて、事前に警察本部長の承認を得なければならない。

２ 警察官が保管する傍受記録の聴取及び閲覧等（通信傍受規則第27条関係）

捜査主任官は、通知を受けた通信の当事者から、警察官が保管する傍受記録の聴取、閲覧又は複製の請求があった場合は、次に掲げる事項に留意の上、的確な指揮を行わなければならない。

（１）通知を受けた通信の当事者であることの確認

傍受記録に係る聴取、閲覧又は複製の請求をした者が、通知を受けた通信の当事者であることを、身分証等により確認すること。

（２）傍受記録の破棄等の防止

傍受記録の聴取、閲覧又は複製の作成のための機器の操作は、通信の当事者による傍受記録の破棄、当該通信の当事者以外の通信の聴取等を防止するため、警察職員に行わせること。

（３）複製の作成の用に供する記録媒体

傍受記録の複製をしようとする者に対しては、あらかじめ、警察において複製可能な記録媒体を持参するように連絡し、記録装置を用いて複号化した上で、持参された記録媒体に複製を作成すること。

（４）通信傍受手続簿への記載

傍受記録の聴取、閲覧又は複製の手続を行った場合は、その状況を通信傍受手続簿（その６）に記載すること。

(5) 裁判官からの照会への対応

傍受記録の聴取、閲覧又は複製の状況を確認する必要があるため、原記録保管裁判官から警察に対し傍受記録の聴取、閲覧又は複製等の状況について照会がなされた場合は、通信傍受手続簿（その６）に基づき、回答すること。

3 傍受の原記録の聴取及び閲覧等の請求（通信傍受規則第28条関係）

傍受が行われた事件に関し、犯罪事実の存否の証明又は傍受記録の正確性の確認のため必要がある場合における傍受の原記録の聴取又は閲覧等の請求は、捜査主任官が、傍受の原記録聴取等請求書（通信傍受規則別記様式第9号）により、前記第6の1に準じて裁判所に対して行うものとする。この場合においては、通信傍受手続簿（その7）に請求の状況等を記載しておかなければならない。

第9 記録装置の保管・管理等

1 記録装置の保管・管理

記録装置は、刑事企画課長が施錠のできる設備において保管・管理するものとする。ただし、警察本部長が適当と認めた場合は、傍受を行う事件の捜査を担当する所属長に施錠のできる設備において保管・管理させることができる。この場合においては、随時、刑事企画課長が点検・確認を行い、記録装置の保管・管理状況を把握しなければならない。

2 借用手続

(1) 借用申請

記録装置を借用しようとする事件主管課長又は事件管轄警察署長は、傍受令状が発付された場合は、記録装置等借用書（別記様式第4号）を2部作成し、傍受令状の写しを添付の上、刑事企画課長に申請するものとする。

(2) 貸出し

刑事企画課長は、記録装置の貸出しを決定した場合は、記録装置の使用に当たっての留意事項、使用要領及び関係資料を添えて貸し出すものとし、貸出しを受けた事件主管課長又は事件管轄警察署長は、記録装置を施錠のできる設備において保管・管理するものとする。この場合において、記録装置等借用書の1部は事件主管課長又は事件管轄警察署長が、他の1部は刑事企画課長が保管するものとする。

3 返却

事件主管課長又は事件管轄警察署長は、記録装置を使用する必要がなくなった場合は、遅滞なく、記録装置等返却書（別記様式第4号）に關係資料を添えて、刑事企画課長に返却するものとする。

第10 保存期間

通信の傍受に関して作成した捜査書類については、通信傍受法又は通信傍受規則に基づき消去しなければならないものを除き、その写しを作成し、通信傍受法第25条第4項又は第26条第4項の規定により裁判官に提出した日から5年を経過する日又は傍受を行った事件の裁判が確定した日から6月を経過する日のうち最も遅い日まで保存するものとする。ただし、警察本部長が必要があると認めるときは、別に定める日まで保存するものとする。

第11 留意事項

1 指定警察官としての知識のかん養

通信傍受法が傍受令状の請求権者を限定する趣旨は、通信の傍受が日本国憲法の保障する通信の秘密に制約を加えるものであり、搜索差押え等の従来の強制処分とは異なり、継続的かつ密行的に行われることから、そのような捜査が真に必要な場合に限られるべきであり、その判断には、特に慎重を期すべきであるから、傍受令状の請求権者をより高い立場からの判断ができると思われる地位にある者に限定するというものである。

そのため、傍受令状の請求等を行うことができる警察官として指定された者は、傍受令状発付の要件、傍受令状の請求手続、傍受令状請求書の記載要領、傍受又は再生の実施手続、保秘の徹底等に関する執務資料等を熟読し、通信傍受法の趣旨に沿った役割を迅速・的確に遂行し得るように努めなければならない。

2 刑事企画課長との連携

事件主管課長又は事件管轄警察署長は、通信傍受法等の適正な運用について、刑事企画課長と常に緊密な連携を図らなければならない。

3 通信事業者等に対する配慮（通信傍受規則第11条関係）

傍受又は再生の実施に当たっては、通信事業者等の協力を得ることが不可欠であり、かつ、通信事業者等の負担を軽減する必要があることから、傍受又は再生の実施の方法及び場所、立会人の確保等について、個別の事情を把握した上、事前に、通信事業者等と十分な打合せを行わなければならない。この場合において、立会人は、常時、立ち合わせなければならないことから、立会人の休憩時間等を考慮すると、中断なく傍受又は再生を実施するためには、通常、立会いのための人員を複数確保することが必要となるほか、立会人の疲労等を考慮して適当な時間間隔で交代させる等、立会人の組合せ、ローテーション等について十分配慮しなければならない。

4 報道の取材のための通信が行われていると認めた場合

報道機関が設置、使用している電話等に犯罪に関する情報が寄せられることが判明したとしても、報道機関には、犯罪に関する情報を含めて種々の情報が集約されるという特質があり、報道の自由を尊重するという観点から、報道機関が設置、使用している電話等を傍受の実施の対象とすべきではない。ただし、報道機関が組織ぐるみで通信傍受法別表に掲げる犯罪を敢行するような例外的な場合においては、その使用する電話等が被疑者による犯罪関連通信に用いられるものと認定され、傍受の実施の対象となることがあり得る。

他方、被疑者が使用している電話を傍受の実施の対象としている場合に、たまたま、報道機関が取材のために電話をかけてきたというような場合においては、被疑者が犯行の告白を行う等したために取材のための通信であることが判明するまでの間に令状記載傍受、令状記載再生等を開始しているという希有な場合を除き、取材のための通信であることが判明すれば、報道の自由を尊重するとの観点から、直ちに、傍受又は再生を終了しなければならない。

第12 事故報告

通信の傍受又は再生に関する紛議又は事故、記録装置の紛失等が発生した場合には、捜査主任官は速やかに捜査事故簿（犯罪捜査規範別記様式第25号）により、その経緯、措置等を警察

本部長に報告（事件主管課長経由）しなければならない。

別記様式第 1 号

捜 査 主 任 官 等 指 名 簿

年 月 日

指名者

事 件 名

通信傍受規則第 5 条及び第 6 条の規定により、次の者を上記事件の捜査主任官、傍受実施主任官、通信記録物等管理者及び傍受指導官（事件担当）に指名する。

捜査主任官	所 属	階 級	係（課）	氏 名	印

捜査主任官の職務：警察本部長の指揮を受けて行う次の職務

- 傍受又は再生の実施、通信記録物等の管理その他の通信の傍受に関する事務を統括すること。
- 捜査すべき事項及び捜査員の任務分担を定めること。
- 押収物及びその換価代金並びに提供された電磁的記録の出納を承認し、これらの保管の状況を常に把握すること。
- 関係するすべての資料を総合的に検討して捜査方針を立てること。
- 捜査員に対し、捜査の状況に関し報告を求めること。
- 法令の規定により留置主任官との協議、連絡等を行うこと。
- 被疑者の取調べその他の捜査の適正な遂行並びに被疑者の逃亡及び自殺その他の事故の防止について捜査員に対する指導教養を行うこと。
- 警察本部長から特に命じられた事項

傍 受 実 施 主 任 官	所 属	階 級	係（課）	氏 名	印

通信傍受主任官の職務：捜査主任官の命を受けて行う次の職務

- 傍受又は再生の実施及びこれに付随する事務に従事する職員を指揮監督すること。

通信記録物 等 管 理 者	所 属	階 級	係（課）	氏 名	印
職務代行者					

通信記録物等管理者の職務：捜査主任官の命を受けて行う次の職務

- 通信記録物等の管理に関する捜査主任官の職務を補助すること。

	所 属	階 級	係（課）	氏 名	印

傍受指導官 (事件担当)					
-----------------	--	--	--	--	--

傍受指導官（事件担当）の職務

○ 特定電子計算機使用型傍受の適正な実施に必要な助言指導を行うこと。

様式第 2 号

[illegible]

象段 対手 の信 施通 実た のれ 受さ 傍と

そ の 他 の 事 項

[illegible]

外国語等通信翻訳等・聴取等状況書

年 月 日

警 察 署

司法

印

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第14条第2項後段の規定による傍受すべき通信に該当するかどうかの判断のために行う翻訳又は復元（以下「翻訳等」という。）及び翻訳等がなされた通信の内容の聴取又は閲覧（以下「聴取等」という。）を行った状況は、以下のとおりである。

1 翻訳等の状況

(1) 実施者

(2) 実施年月日時

(3) 実施場所

(4) 翻訳等が行われた部分の特定

ア 通信記録物等を特定するに足りる事項

イ 翻訳等が行われた部分を特定するに足りる事項

(5) 翻訳等の方法

(6) 通信傍受規則第16条第3項の規定による措置の内容

2 聴取等の状況

(1) 実施者

(2) 実施年月日時

(3) 実施場所

(4) 聴取等が行われた部分を特定するに足りる事項

(5) 聴取等の方法

様式第 4 号

殿

第
年

月

号
日

(所属長)

記録装置等借用書

項 目	内 容			
借 用 期 間	年 月 日 か ら の 間 年 月 日			
借 用 物 品 等	品 名		数 量	
	記 録 装 置			
	接 続 装 置			
	印 字 装 置			
	記 録 媒 体 ()		貸 出	返 却
保 管 責 任 者	所 属		階 級	
	氏 名			
備 考				

借 用 年 月 日	年 月 日			
区 分	所 属	氏 名	警 電	印
借 受 け				
貸 出 し				

記録装置等返却書

返 却 年 月 日	年 月 日			
区 分	所 属	氏 名	警 電	印
返 却				
受 領				

指 示 書

捜査主任官 ○○○○ 殿

京都府警察本部長 ○○○○

被疑者○○○○による○○○○○○○○事件の捜査のため、裁判官の傍受令状に基づき行う電話番号○○○○○○○○に係る傍受又は再生の実施に関し、以下のとおり指示する。

1 心構え

(1) 法令等の厳守

通信の傍受は、憲法の保障する通信の秘密に制約を加えるものであること等から、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「法」という。）は、傍受の要件・手続を厳格に定めるとともに、法第29条第7項において傍受記録に記録された通信以外の通信の内容の他人への告知又は使用の禁止を、法第35条において関係者による通信の秘密の尊重等を、法第37条各項において通信の秘密を侵す行為の処罰等を規定している。

さらに、犯罪捜査規範第3条により法令等の厳守が規定され、また、通信傍受規則第9条の規定により、傍受令状に記載されている事項を厳格に遵守しなければならないこととされている。

そこで、法令の規定、傍受令状の記載事項及びこの指示書にのっとり適正に傍受又は再生の実施をしなければ、傍受又は再生の結果得られた証拠の証拠能力が否定されかねないこと、通信の秘密侵害罪等による処罰や懲戒処分の対象となること等の可能性があることを銘記する必要がある。

(2) 法令に準拠した慎重な判断

通信の傍受又は再生をしている場合は、常に、傍受又は再生の根拠条項を明確に意識しておかなければならない。傍受又は再生をした各通信については、各根拠条項に該当すると判断した理由の説明を公判等で求められる可能性もある。スポット傍受又はスポット再生をしている通信が、傍受すべき通信等に該当するかもしれないがはっきりしないというような場合は、令状記載傍受、令状記載再生等の開始には慎重にならなければならない。

2 スポット傍受又はスポット再生の時間間隔

スポット傍受又はスポット再生を開始した場合は、できる限り速やかに該当性判断を行うようにしなければならない。

(1) 該当性判断がつかない場合

ア 該当性判断がつかないとしても、第1回目のスポット傍受又はスポット再生の開始時から 以内にスポット傍受又はスポット再生を中断しなければならない（中断後は、イに移行）。

イ 中断の時点から が経過した後において、通話が継続しており、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断するため必要があるときは、スポット傍受又はスポット再生を再開するものとする（再開後は、ウに移行）。

ウ スポット傍受又はスポット再生を再開したときも、できる限り速やかに該当性判断を行うようにしなければならない。仮に、該当性判断がつかないとしても、スポット傍受又は

スポット再生の再開時から 以内にスポット傍受又はスポット再生を中断しなければならない（中断後は、イに移行）。ただし、話者・話題の転換を認めたために白紙の状態で該当性判断をしなければならないときは、アに移行する。

(2) 傍受すべき通信に該当しないことが明らかであると認めて傍受を終了した場合

ア この終了時から を超えて通話が継続しており、当該終了時における話者・話題が転換していないかどうかを確認するため必要があると認めるときは、スポット傍受又はスポット再生を開始するものとする（開始後は、イに移行）。

イ スポット傍受又はスポット再生を開始したときは、話者・話題が転換していないことの確認をできる限り速やかに行うようにしなければならない。このときのスポット傍受又はスポット再生は、仮に確認がつかないとしても、開始時から 以内に中断しなければならない（中断後は、アに移行）。ただし、話者・話題の転換を認めたために白紙の状態で該当性判断をしなければならないときは、(1)のアに移行する。

(3) 注意

以上の時間が経過する前であっても、傍受すべき通信に該当しないことが明らかであるときに直ちにスポット傍受又はスポット再生を終了することはもちろん、法第16条に規定する通信である可能性が認められるなどスポット傍受又はスポット再生を継続してよいかどうか判断に迷ったときも、慎重を期して、指示した時間が経過しなくともスポット傍受又はスポット再生を終了するようにしなければならない。

3 報道の取材のための通信が行われていると認めた場合に留意すべき事項

4 その他傍受又は再生の実施の適正を確保するための事項

(1) 医師等との間の通信について

医師、歯科医師、助産師、看護師、弁護士、弁理士、公証人又は宗教の職にある者との間の通信については、他人の依頼を受けて行うその業務に関するものと認められる場合は、決して傍受をしてはならない（法第16条）。

また、薬剤師についても、医師に準じて取り扱わなければならないが、薬物事犯の中には薬剤師が被疑者となっている事案もあり得ることから、慎重に判断すること。

(2) 該当性判断のため考慮すべき事項

スポット傍受又はスポット再生の最小化を図るため、次の事項を考慮しなければならない。

ア 傍受又は再生の実施を続けることにより把握された、傍受又は再生の実施の対象とすべ

き通信手段における通信の内容のパターン（例えば、特定の相手方との通信については傍受すべき通信である確率が低いこと等が把握されることが考えられるが、こうした事項を考慮することは、最小化の観点から有益である。）

イ 同一の通話において、既に行われた通信の内容

ウ 法第17条第1項の規定により探知をした通信の相手方の電話番号、法第21条第7項の規定により開示を受けた通信の相手方の電話番号等

(3) メモ等の作成について

メモ等の作成は、必要最小限度の範囲にとどめなければならない。メモ等を作成する場合は、備忘録等によるのではなく、所定の書面を用いて作成しなければならない。

(4) 記録装置の故障、立会人の不在等の場合

記録装置が故障し、又は何らかの異常を感じた場合は、直ちに、傍受の実施を中断しなければならない。立会人が不在となる場合も、同様である。

(5) 傍受又は再生の実施の終了

傍受の理由又は必要がなくなった場合は、傍受の実施については傍受ができる期間内でも傍受の実施を終了しなければならないが、再生の実施については、その開始前にあってはこれを開始してはならず、その開始後にあってはこれを終了しなければならないが、この判断は、捜査主任官が、令状記載傍受又は令状記載再生をした通信の内容、当該事件の捜査全般の状況等を考慮して行うものとする。このことから、傍受実施主任官は、逐次、必要な事項を捜査主任官に対し報告しなければならない。

(6) 判断に迷った場合の措置

予想外の事態が発生し、どう対処すべきか判断に迷った場合は、直ちに、傍受又は再生の実施を中断した上で、捜査主任官の判断を求めるように指示しておかななければならない。捜査主任官にあっても、判断に迷った場合は、順を経て本職に判断を求めなければならない。

説 明 要 領

これから、適切な立会いをするために参考となるべき事項を御説明します。説明書を御覧ください。

1 通信傍受法第13条、第25条その他の立会人に係る主要な法令の規定

通信傍受法第13条第1項（通信傍受法第21条第1項において準用する場合を含みます。）の規定により、傍受又は再生の実施をする場合は、立会人を常時立ち合わせなければならないこととされています。

そして、立会人には、

- 傍受令状に記載されている傍受の実施の対象とすべき通信手段、傍受の実施の方法及び場所、傍受ができる期間並びに傍受の実施に関する条件
- スポット傍受及びスポット再生の時間・間隔に関する警察本部長の指示
- 傍受又は再生をした通信については全て記録しなければならない旨の通信傍受法第24条第1項の規定

等の遵守状況を確認していただきます。

そして、立会人は、通信傍受法第13条第2項（通信傍受法第21条第1項において準用する場合を含みます。）の規定により、警察官に対し当該傍受又は当該再生の実施に関し意見を述べることで、通信傍受規則第12条第2項（通信傍受規則第12条第5項の規定において準用する場合を含みます。）の規定により、立会人の意見が述べられた場合は、警察官は、これを勘案して、必要に応じ、傍受又は再生の実施の適正を確保するための措置を講じなければならないこととされています。意見がある場合には、所定様式の意見書に意見を記載していただき、意見がない場合には、その旨を意見書に記載していただくこととなります。

また、通信傍受法第25条第1項又は第2項の規定により、記録媒体の交換をした場合は、立会人にその封印を求めなければならないこととされています。封印の方法については、後で説明します。

2 傍受令状に記載されている傍受の実施の対象とすべき通信手段、傍受の実施の方法及び場所、傍受ができる期間並びに傍受の実施に関する条件

傍受の実施の対象とすべき通信手段は、〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇番の電話番号の電話です。

通信傍受法第20条第1項の規定によらない傍受（以下「従来型傍受」といいます。）を実施する場合における傍受の実施の方法及び場所は、〇〇府〇〇市…所在の〇〇株式会社〇〇支店〇〇階「〇〇」室において、記録装置をMDFの〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇の電話番号の回線に接続することにより実施するというものです。

通信傍受法第20条第1項の規定による傍受（以下「一時的保存型傍受」といいます。）を実施する場合における傍受の実施の方法及び場所は、〇〇府〇〇市…所在の〇〇株式会社〇〇支店〇〇階「〇〇」室において、一時記録装置をMDFの〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇の電話番号の回線に接続することにより実施するというものです。

傍受ができる期間は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇日間です。

3 傍受又は再生のための機器（記録装置）の概要及びその使用方法

(1) 基本的事項

従来型傍受を実施する場合、傍受をした通信については、全て2つの記録媒体に同時に記録します。記録していない場合等は、傍受できない仕組みになっています。

スポット傍受を開始した時点からあらかじめ設定した時間が経過すると、自動的にスポット傍受が中断されます。

一時的保存型傍受を実施する場合、再生をした通信については全て2つの記録媒体に同時に記録します。記録していないとき等は、再生できない仕組みになっています。

スポット再生を開始した時点からあらかじめ設定した時間が経過すると、自動的にスポット再生が中断されます。

(2) 画面表示等

捜査員の作業状況が記録装置の画面に標示されます。

ア 従来型傍受を実施する場合（別添1の図（省略）を御覧ください。）

記録装置において、傍受中は「記録中」が赤色表示され、傍受をしていない場合は「中断・停止中」と緑色表示されます。

スポット傍受中は、「スポット傍受」及び「記録中」が赤色表示されます。

令状記載傍受をしようとする場合は、「令状記載」をクリックします。そうすると、「令状記載」及び「記録中」が赤色表示されます。外国語等傍受、他犯罪傍受及びスポット傍受についても同じです。

傍受を終了しようとする場合は、「記録停止」をクリックします。そうすると、「記録停止」が赤色表示されます。

イ 一時的保存型傍受を実施する場合（別添2の図（省略）を御覧ください。）

一時記録装置において、再生中は「記録中」と赤色表示され、再生をしていない場合は「中断・停止中」と緑色表示されます。

スポット再生中は、インジケーターが青色表示されます。

令状記載再生をしようとする場合は、「令状記載」をクリックします。そうすると、インジケーターが赤色表示されます。

同様に、外国語等再生はインジケーターが黄色、他犯罪再生はインジケーターがピンク色表示されます。

再生を終了しようとする場合は、「記録停止」をクリックします。そうすると、「記録停止」が緑色表示されます。

4 スポット傍受又はスポット再生の時間・間隔に関する警察本部長の指示

今回の傍受又は再生の実施について、以下のとおり警察本部長の指示がなされており、これに基づいてスポット傍受又はスポット再生を行うこととしています。

（指示の内容）

スポット傍受又はスポット再生を開始した場合は、できる限り速やかに該当性判断を行うようにしなければならない。

(1) 該当性判断がつかない場合

ア 該当性判断がつかないとしても、第1回目のスポット傍受又はスポット再生の開始時から 以内にスポット傍受又はスポット再生を中断しなければならない（中断後は、イに移行）。

イ 中断の時点から が経過した後において、通話が継続しており、傍受すべき通信

に該当するかどうかを判断するため必要があるときは、スポット傍受又はスポット再生を再開するものとする（再開後は、ウに移行）。

ウ スポット傍受又はスポット再生を再開したときも、できる限り速やかに該当性判断を行うようにしなければならない。仮に、該当性判断がつかないとしても、スポット傍受又はスポット再生の再開時から 以内にスポット傍受又はスポット再生を中断しなければならない（中断後は、イに移行）。ただし、話者・話題の転換を認めたために白紙の状態で該当性判断をしなければならないときは、アに移行する。

(2) 傍受すべき通信に該当しないことが明らかであると認めて傍受を終了した場合

ア この終了時から を超えて通話が継続しており、当該終了時における話者・話題が転換していないかどうかを確認するため必要があると認めるときは、スポット傍受又はスポット再生を開始するものとする（開始後は、イに移行）。

イ スポット傍受又はスポット再生を開始したとき、話者・話題が転換していないことの確認をできる限り速やかに行うようにしなければならない。このときのスポット傍受又はスポット再生は、仮に確認がつかないとしても、開始時から 以内に中断しなければならない（中断後は、アに移行）。ただし、話者・話題の転換を認めたために白紙の状態で該当性判断をしなければならないときは、(1)のアに移行する。

(3) 注意

以上の時間が経過する前であっても、傍受すべき通信に該当しないことが明らかであるときに直ちにスポット傍受又はスポット再生を終了することはもちろん、法第16条に規定する通信である可能性が認められるなどスポット傍受又はスポット再生を継続してよいかどうか判断に迷ったときも、慎重を期して、指示した時間が経過しなくともスポット傍受又はスポット再生を終了するようにしなければならない。

5 通信傍受法第25条第1項又は第2項の封印の具体的方法に関する事項

前述のとおり、傍受中又は再生中は常に2つの記録媒体に同時に記録しますが、

- 傍受又は再生の実施を中断したとき
- 傍受又は再生の実施中に記録媒体を交換したとき
- 傍受又は再生の実施を終了したとき

は、記録された2つのうちの1つについては、速やかに、立会人に封印を求めることとされています。そして、立会人が封印をした記録媒体は、遅滞なく、裁判官に提出しなければならないこととされています。

封印の具体的方法は、次のとおりです（別添3の図（省略）を御覧ください）。

- (1) 当方で用意した粘着式紙片に、封印した年月日時分及び当該記録媒体の残容量を記載の上、署名押印してください。
- (2) (1)の粘着式紙片を記録媒体を収納したケースの外側から開閉される部分にまたがるように貼り、さらにその上から、当方で用意したシール（透明で、はがすと「開封済」と浮き出ます。）を帯状に貼り付けてください。

6 立会人であった方の保護

立会人であった方の氏名又はこれを推知されるような事項は、みだりに公にされることは決してありません。したがって、立会人であった方に危害が及ぶということはほとんど考えられませんが、万が一そのような兆候がありましたら、警察に御連絡ください。警察において、必

要に応じ、保護のための措置を講じます。

7 秘密の保持

通信の傍受に関与した者等は、通信の秘密を不当に害しないように注意し、かつ、捜査の妨げとならないように注意しなければならない（通信傍受法第35条）ことに注意してください。

以上の説明に対し、質問があればお答えいたします。また、説明を理解いただけましたら、説明書の末尾に署名をお願いいたします。説明書は、立会いの終了の際に、お返してください。

説 明 書

1 通信傍受法第13条、第25条その他の立会人に係る主要な法令の規定

通信傍受法第13条第1項（通信傍受法第21条第1項において準用する場合を含みます。）の規定により、傍受又は再生の実施をするときは、立会人を常時立ち合わせなければならないこととされています。

そして、立会人には、

- 傍受令状に記載されている傍受の実施の対象とすべき通信手段、傍受の実施の方法及び場所、傍受ができる期間並びに傍受の実施に関する条件
- スポット傍受及びスポット再生の時間・間隔に関する警察本部長の指示
- 傍受又は再生をした通信については全て記録しなければならない旨の通信傍受法第24条第1項の規定

等の遵守状況を確認していただきます。

そして、立会人は、通信傍受法第13条第2項（通信傍受法第21条第1項において準用する場合を含みます。）の規定により、警察官に対し当該傍受又は当該再生の実施に関し意見を述べることができることとされ、通信傍受規則第12条第2項（通信傍受規則第12条第5項において準用する場合を含みます。）の規定により、立会人の意見が述べられた場合は、警察官は、これを勘案して、必要に応じ、傍受又は再生の実施の適正を確保するための措置を講じなければならないこととされています。意見がある場合には、所定様式の意見書に意見を記載していただき、意見がない場合には、その旨を意見書に記載していただくこととなります。

また、通信傍受法第25条第1項又は第2項の規定により、記録媒体の交換をした場合は、立会人にその封印を求めなければならないこととされています。封印の方法については、後で説明します。

2 傍受令状に記載されている傍受の実施の対象とすべき通信手段、傍受の実施の方法及び場所、傍受ができる期間並びに傍受の実施に関する条件

傍受の実施の対象とすべき通信手段は、〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇番の電話番号の電話です。

通信傍受法第20条第1項の規定によらない傍受（以下「従来型傍受」といいます。）を実施する場合における傍受の実施の方法及び場所は、〇〇府〇〇市…所在の〇〇株式会社〇〇支店〇〇階「〇〇室」において、記録装置をMDFの〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇の電話番号の回線に接続することにより実施するというものです。

通信傍受法第20条第1項の規定による傍受（以下「一時的保存型傍受」といいます。）を実施する場合における傍受の実施の方法及び場所は、〇〇府〇〇市…所在の〇〇株式会社〇〇支店〇〇階「〇〇」室において、一時記録装置をMDFの〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇の電話番号の回線に接続することにより実施するというものです。

傍受ができる期間は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇日間です。

3 傍受又は再生のための機器の概要及びその使用方法

(1) 基本的事項

従来型傍受を実施する場合、傍受をした通信については全て2つの記録媒体に同時に記録します。記録していない場合等は、傍受できない仕組みになっています。

スポット傍受を開始した時点からあらかじめ設定した時間が経過すると、自動的にスポット傍受が中断されます。

一時的保存型傍受を実施する場合、再生をした通信については全て2つの記録媒体に同時に記録します。記録していないとき等は、再生できない仕組みになっています。

スポット再生を開始した時点からあらかじめ設定した時間が経過すると、自動的にスポット再生が中断されます。

(2) 画面表示等

捜査員の作業状況が記録装置の画面に標示されます。

ア 従来型傍受を実施する場合（別添1の図（省略）を御覧ください。）

記録装置において、傍受中は「記録中」が赤色表示され、傍受をしていない場合は「中断・停止中」と緑色表示されます。

スポット傍受中は、「スポット傍受」及び「記録中」が赤色表示されます。

令状記載傍受をしようとする場合は、「令状記載」をクリックします。そうすると、「令状記載」及び「記録中」が赤色表示されます。外国語等傍受、他犯罪傍受及びスポット傍受についても同じです。

傍受を終了しようとする場合は、「記録停止」をクリックします。そうすると、「記録停止」が赤色表示されます。

イ 一時的保存型傍受を実施する場合（別添2の図（省略）を御覧ください。）

一時記録装置において、再生中は「記録中」と赤色表示され、再生をしていない場合は「中断・停止中」と緑色表示されます。

スポット再生中は、インジケータが青色表示されます。

令状記載再生をしようとする場合は、「令状記載」をクリックします。そうすると、インジケータが赤色表示されます。

同様に、外国語等再生はインジケータが黄色、他犯罪再生はインジケータがピンク色表示されます。

再生を終了しようとする場合は、「記録停止」をクリックします。そうすると、「記録停止」が緑色表示されます。

4 スポット傍受又はスポット再生の時間・間隔に関する警察本部長の指示

今回の傍受又は再生の実施について、以下のとおり警察本部長の指示がなされており、これに基づいてスポット傍受又はスポット再生を行うこととしています。

（指示の内容）

スポット傍受又はスポット再生を開始した場合は、できる限り速やかに該当性判断を行うようにしなければならない。

(1) 該当性判断がつかない場合

ア 該当性判断がつかないとしても、第1回目のスポット傍受又はスポット再生の開始時から 以内にスポット傍受又はスポット再生を中断しなければならない（中断後は、イに移行）。

イ 中断の時点から が経過した後において、通話が継続しており、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断するため必要があるときは、スポット傍受又はスポット再生を再開するものとする（再開後は、ウに移行）。

ウ スポット傍受又はスポット再生を再開したときも、できる限り速やかに該当性判断を行うようにしなければならない。仮に、該当性判断がつかないとしても、スポット傍受又はスポット再生の再開時から 以内にスポット傍受又はスポット再生を中断しなければならない（中断後は、イに移行）。ただし、話者・話題の転換を認めたために白紙の状態で該当性判断をしなければならないときは、アに移行する。

(2) 傍受すべき通信に該当しないことが明らかであると認めて傍受を終了した場合

ア この終了時から を超えて通話が継続しており、当該終了時における話者・話題が転換していないかどうかを確認するため必要があると認めるときは、スポット傍受又はスポット再生を開始するものとする（開始後は、イに移行）。

イ スポット傍受又はスポット再生を開始したとき、話者・話題が転換していないことの確認をできる限り速やかに行うようにしなければならない。このときのスポット傍受又はスポット再生は、仮に確認がつかないとしても、開始時から 以内に中断しなければならない（中断後は、アに移行）。ただし、話者・話題の転換を認めたために白紙の状態で該当性判断をしなければならないときは、(1)のアに移行する。

(3) 注意

以上の時間が経過する前であっても、傍受すべき通信に該当しないことが明らかであるときに直ちにスポット傍受又はスポット再生を終了することはもちろん、法第16条に規定する通信である可能性が認められるなどスポット傍受又はスポット再生を継続してよいかどうか判断に迷ったときも、慎重を期して、指示した時間が経過しなくともスポット傍受又はスポット再生を終了するようにしなければならない。

5 通信傍受法第25条第1項又は第2項の封印の具体的方法に関する事項

前述のとおり、傍受中又は再生中は常に2つの記録媒体に同時に記録しますが、

- 傍受又は再生の実施を中断したとき
- 傍受又は再生の実施中に記録媒体を交換したとき
- 傍受又は再生の実施を終了したとき

は、記録された2つのうちの1つについては、速やかに、立会人に封印を求めることとされています。そして、立会人が封印をした記録媒体は、遅滞なく、裁判官に提出しなければならないこととされています。

封印の具体的方法は、次のとおりです（別添3の図（省略）を御覧ください）。

- (1) 当方で用意した粘着式紙片に、封印した年月日時分及び当該記録媒体の残容量を記載の上、署名押印してください。
- (2) (1)の粘着式紙片を記録媒体を収納したケースの外側から開閉される部分にまたがるように貼り、さらにその上から、当方で用意したシール（透明で、剥がすと「開封済」と浮き出ます。）を帯状に貼り付けてください。

6 立会人であった方の保護

立会人であった方の氏名又はこれを推知されるような事項は、みだりに公にされることは決してありません。したがって、立会人であった方に危害が及ぶということはほとんど考えられませんが、万が一そのような兆候がありましたら、警察に御連絡ください。警察において、必要に応じ、保護のための措置を講じます。

7 秘密の保持

通信の傍受に関与した者等は、通信の秘密を不当に害しないように注意し、かつ、捜査の妨げとならないように注意しなければならない（通信傍受法第35条）ことに注意してください。

署 名 欄

私は、以上の説明を理解しました。（ ）